



浦添市高齢者地域包括支援連絡協議会の設置及び運営等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月13日

浦添市長 松本 哲治



浦添市告示第60号

浦添市高齢者地域包括支援連絡協議会の設置及び運営等に関する規程の一部を
改正する告示

浦添市高齢者地域包括支援連絡協議会の設置及び運営等に関する規程（平成24年告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「浦添市社会福祉協議会地域福祉課」を「浦添市社会福祉協議会地域支援課」に改め、「又は主幹」を削る。

附 則

この告示は、令和8年5月13日から施行し、改正後の浦添市高齢者地域包括支援連絡協議会の設置及び運営に関する規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。